

## 【検体検査(血液・尿等)】(患者用)

### よくあるご質問(FAQ)

Q1. どんな情報が漏えいした可能性がありますか？

A1. 氏名、性別、生年月日、患者ID、採血や検尿のオーダー情報（検体名、依頼コメントなど）です。検査結果（数値）は含まれていません。

Q2. 検査結果は漏えいしましたか？

A2. 検査結果（検査値）は含まれていませんのでご安心ください。

Q3. 対象となるのは誰ですか？

A3. 2025年7月25日から10月22日の間に当院で採血または検尿を受けられた方です。

Q4. 漏えいした情報は悪用されていますか？

A4. 現時点での不正使用は確認されていません。引き続き監視を行っています。

Q5. 自分が対象かどうか確認できますか？

A5. 対象となる方には、郵送またはメールで順次通知しています。

Q6. どのくらいの件数が対象ですか？

A6. 登録患者は90,728人ですが、今回流出の可能性があるのは2025年7月25日から10月22日の間に当院で採血または検尿を受けられた患者さんで、人数は16,945件です。

Q7. (拡大防止のため) 発覚時どのような対応をしましたか？

A7. 外部専門機関による調査を実施し、サーバ遮断、パスワード変更、ネットワーク再構成を実施済みです。

Q8. 今後の対応（再発防止策）はどうなりますか？

A8. 再発防止策としてセキュリティ監視体制の強化や多要素認証の導入を進めています。

Q9. 自分の情報は漏えいしましたか？

A9. 現時点では、情報漏えいの事実は確認されていません。ただし、可能性を完全に否定できないため、調査を実施しました。

Q10. クレジットカードや金融情報は含まれますか？

A10. 今回の事案では、クレジットカード情報は含まれていません。

Q11. このシステムはいつから使っていますか？

A11. 2019年1月4日から運用を開始し、その日以降のデータを保有しています。

Q12. 要配慮個人情報は含まれますか？

A12. 漏えいのおそれがある情報には、検査結果（検査項目や検査値）は含まれていません。

ただし、法律では、医療機関を受診したことや、そこで扱われる患者さまの情報も「要配慮個人情報」にあたるとされています。

そのため、今回対象となった患者さまの情報についても、要配慮個人情報に該当する可能性があります。（R8.1.15 訂正）

Q13. 職員情報はどの範囲ですか？

A13. 採血や検尿の受付業務に関わった職員42名です。

Q14. 今後の情報はどうやって確認できますか？（今後の対応は？）

A14. 調査結果や追加情報は、徳島大学病院の公式ホームページで随時お知らせします。更新履歴も掲載し、情報の透明性を確保します。

Q15. 問い合わせ方法は？

A15. 公式ホームページの問い合わせフォームをご利用ください。

なお、個人情報の照合ができない場合は、一般的なご案内となる場合があります。

Q16. 不審な連絡や請求があった場合は？

A16. 当院まで速やかにご連絡ください。お問い合わせフォームをご利用いただけます。

Q17. なぜ公表までに約2か月かかったのですか？

A17. 本事案は2025年10月29日に不正アクセスの可能性を確認しましたが、直ちに公表せず、約2か月後の12月22日にお知らせした理由は以下の通りです。

① 影響範囲の正確な特定が必要だったため

不正アクセスの痕跡を確認後、外部専門機関と連携し、アクセスログや通信履歴を精査しました。対象となる患者様・職員の情報を誤りなく特定するために時間を要しました。

② 通知体制の整備

公表と同時に対象者へ個別通知を行うため、郵送・メールの準備を整えました。誤送付や情報不足を防ぐため、確認作業に時間を要しました。

今回は、正確性と安全性を優先し、患者さんの不安を最小限にするため、慎重に対応しました。今後は、こうした事案が発生した場合、より迅速な情報提供と透明性の確保に努めます。

Q18. 万一、被害が確認された場合、どのような対応を取りますか？

A18. 当院は速やかに事実確認を行い、必要に応じて警察や弁護士に相談のうえ、適切な対応と補償を検討いたします。

Q19. 警察へは連絡していますか？

A19. はい、徳島県警へ相談しています。

Q20. 万一、被害が確認された場合、補償の内容は決まっていますか？

A20. 具体的な補償内容については、被害の内容や範囲に応じて個別にご説明・対応いたします。

Q21. なぜ手紙で通知するのですか？電話ではダメなのですか？

A21. 個人情報保護法（第26条）とその趣旨に基づき、個人情報保護委員会が公開している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」では、「本人通知について、「本人に確実に届き、内容が認識される合理的かつ適切な方法によること」と明記されています。その具体例として「文書を郵便等で送付」が挙げられています。

また、同委員会の「漏えい等の対応とお役立ち資料（事業者編）」でも、「本人に通知が困難な場合を除き、書面による通知が基本」とされ、電子的方法よりも書面通知が推奨されています。

#### 個人情報保護委員会 ガイドライン（通則編）

[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） | 個人情報保護委員会（3-5-4-4 通知の方法）](#)